

2019年度 きらやかスタジアム・山形市屋外体育施設 利用案内

施設名		開放期間（予定）	開放時間	住所
きらやかスタジアム	競技場	4/1(月)～11/30(土)	6:00～21:00	山形市落合町1番地
	屋内練習場 会議室等	4/1(月)～11/30(土)	6:00～21:00	
	屋内練習場 会議室等	12/1(日)～3/31(火)	9:00～21:00	
流通センター野球場		4/6(土)～11/30(土)	6:00～21:00	山形市流通センター 2-1
西部運動広場		4/6(土)～11/30(土)	8:00～19:00	山形市沼木新田 948
立谷川運動広場		4/6(土)～11/30(土)	6:00～19:00	山形市立谷川 2-959
鑄物町運動広場		4/6(土)～11/30(土)	6:00～19:00	山形市鑄物町 24

- ※ 開放開始日がグラウンド整備の日程により、施設ごとに異なります。お間違えのないようお願いいたします。
 ※ 天候、グラウンドコンディション等により、貸出を行わない場合または中止する場合があります。また、積雪等により施設を休場する場合があります。(施設管理者が判断)

<利用料金（利用料）について>

(流通センター野球場・西部運動広場・立谷川運動広場・鑄物町運動広場)

※きらやかスタジアムの料金は、別紙をご参照下さい。

施設名	使用時間区分	施設利用料金（使用料） 1時間あたり	照明料 1時間あたり
流通センター野球場		800円	3,000円
西部運動広場・立谷川運動広場・鑄物町運動広場		400円	

(備考)

1. 高校生以下が使用する場合は、それぞれの利用料金（使用料）の1/2の額とする。
2. 施設を準備のために使用する場合は、それぞれの利用料金（使用料）1/2の額とする。
3. 前3項の規定により算出した利用料金（使用料）の額に10円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。
4. 入場料を徴収する場合の「入場料」とは、いずれの名義を問わず、入場者から徴収する入場の対価を言う。

<ご利用上のご注意>

1. ご利用の際は、許可書を必ず携帯し使用施設、使用時間等を確認し使用してください。
2. 係員に、許可書の提示を求められた場合は、すみやかに提示をお願いします。
3. 使用方法・用具等については事前に係員と打合せを行ってください。
4. 使用の権利を他に譲ることはできません。
5. 使用時間には、準備、後片付け等の時間も含まれていますので、確実に守ってください。
6. 使用者、入場者が多数の場合は、場内整理等を行い事故等のないようお願いします。
7. 施設によって駐車場に制限があります。事前に打合せを行い、路上駐車、他の敷地への駐車等周辺の交通の迷惑にならないようにして下さい。
8. 施設及び設備等は、大切に使用し、破損又は紛失があったときは弁償していただきます。
9. 使用後の整備、清掃は必ず行い、次の使用者の迷惑にならないようお願いします。
10. ゴミは、必ず持ち帰ってください。
11. 使用上、不適合と認めたときは、使用を中止し又は退場していただく場合があります。
12. 係員から指示があった場合は、係員の指示に従ってください。
13. 天災時（例、雷や天候の急変）は直ちに利用を中止し、避難して下さい。

【問合せ先】

〒990-0075 山形市落合町1番地 山形市総合スポーツセンター野球場（きらやかスタジアム）
 TEL 023-687-1789 FAX 023-687-0189

2019年度 きらやかスタジアム・山形市屋外体育施設 抽選会及び予約方法

1. 抽選会について

会 場	きらやかスタジアム会議室			
抽選会日程	抽選会の該当施設及び時間		抽選会の該当施設及び時間	
4月分 3月 8日(金)				
5月分 4月 12日(金)	○きらやかスタジアム (屋外競技場の使用を伴う場合) ○流通センター野球場 ○西部運動公園 ○立谷川運動広場 ○铸物町運動広場	受付開始 9時00分 抽選開始 9時30分	○きらやかスタジアム (屋外競技場の使用を伴わない, 球場内施設) ★屋内練習場・会議室等単体使用	受付開始 10時30分 抽選開始 11時00分
6月分 5月 10日(金)				
7月分 6月 14日(金)				
8月分 7月 5日(金)				
9月分 8月 9日(金)				
10月分 9月 6日(金)				
11月分 10月 4日(金)				
12月分 11月 1日(金)	○きらやかスタジアム (屋外競技場の使用を伴わない, 球場内施設) ★屋内練習場・会議室等単体使用	受付開始 9時00分 抽選開始 9時30分	※屋外施設は冬期間休場	
1月分 12月 6日(金)				
2月分 1月 10日(金)				
3月分 2月 7日(金)				
翌年4月分 3月 6日(金)	※ 4月分～11月分と同様		※ 4月分～11月分同様	
注意事項	1. 抽選会への参加は、1団体1名とします。同一の団体が別の名称で抽選に参加することはできません。(使用者・参加者が同じ場合は同一団体とみなします。)明らかに、使用者が同じで別の架空団体名を利用し、施設の申込をおこなった場合は、使用をお断りしますのでご注意ください。皆様が公平に使用できるよう、各団体のモラルの徹底をお願いいたします。			
	2. 受付区分は、月曜日から日曜日までを1週間とし、1団体1週間の取得制限は下表のとおりとします。			
	山形市総合スポーツセンター野球場(きらやかスタジアム)	6時間まで/週 ナイター使用(18時以降)は1回/週		
流通センター野球場・西部運動広場・立谷川運動広場・铸物町運動広場	2回まで/週 ナイター使用(19時以降)は1回/週 (流通センター野球場のみ)			
3. 抽選会で受付区分を満たした方は、抽選日より1週間経過した日から制限なく受付します。				
4. 受付の際、年間利用計画に基づいた大会等のため、使用できない場合がありますのでご了承下さい。				

2. 一般受付について

窓口受付時間	受付時間は、9時から20時まで
受付場所	山形市総合スポーツセンター野球場(きらやかスタジアム)及び流通センター野球場・西部運動広場・立谷川運動広場に関する受付は、山形市総合スポーツセンター野球場(きらやかスタジアム)事務室で行います。 〒990-0075 山形市落合町1番地 山形市総合スポーツセンター野球場(きらやかスタジアム) TEL 023-687-1789 FAX 023-687-0189
電話予約について	今年度より、電話でのご予約も受付いたします。

<利用申請手続きについて>

- 利用料金のお支払は、利用日(利用当日を含まない)の2週間前までにお支払い下さい。
- 利用料金の還付と振替については、次の(1)、(2)の場合に限り受付しております。
※還付または振替のどちらかを選択して下さい。
 - 申請者の都合により利用しない場合
利用日の10日前(利用当日を含まない)まで還付申請または振替申請が行なえます。
 - 雨天及びグラウンドコンディション不良等で利用できなかった場合
利用日の10日後(利用当日を含まない)まで還付申請または振替申請が行なえます。
還付申請及び振替申請に必要なもの
○還付申請 ①申請者名義の口座番号 ②印鑑(認印) ③使用申請許可証
○振替申請 ①使用申請許可証
※振替申請(利用日の変更)は、1回のみとさせていただきます。なお2回目の申請は、還付申請を行って下さい。
- 予備日は、すべて利用料金徴収の対象となります。

山形市総合スポーツセンター野球場使用料金表

(1) 専用使用料

使用区分		時間区分	使用料(時間)	
競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	2,000円	
		入場料を徴収する場合	6,000円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合(プロ野球に使用する場合を除く。)	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	6,000円
			営利を目的とする場合	20,000円
		入場料を徴収する場合	60,000円	
		入場料を徴収しない場合	20,000円	
	プロ野球に使用する場合	入場料を徴収する場合	1日につき最高入場料の300人分に相当する額(その額が200,000円に満たない場合は、200,000円)	
屋内練習場	アマチュアスポーツに使用する場合(1面)		1,000円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合(プロ野球に使用する場合を除く。)(1面)	営利を目的としない場合	3,000円	
		営利を目的とする場合	10,000円	
	プロ野球に使用する場合(1面)		10,000円	
会議室(1室)			1,500円	

(2) 照明設備等使用料

設備名		時間区分	使用料(時間)
照明設備	内野 300ルクス 外野 200ルクス	1時間までごと	6,500円
	内野 500ルクス 外野 300ルクス		9,800円
	内野 750ルクス 外野 500ルクス		14,300円
	内野 1,000ルクス 外野 750ルクス		22,500円
	屋内練習場(1面)		2,000円
更衣室(1室)			1,000円
審判更衣室			1,000円

(3) 付属設備及び備品類の使用料

放送設備	1時間までごと	500円
スコアボード設備		1,000円
ピッチングマシン	1台1時間までごと	500円

(4) 冷暖房料

競技場に付随する諸室 (本部室、記者室、放送室、審判室及び控室をいう。以下同じ。)	1室1時間までごと	300円
会議室		300円
更衣室		300円
審判更衣室	1時間までごと	300円

- ①各施設並びに設備を高校生以下が使用する場合は、それぞれの2分の1の額になります。
- ②施設を準備のために使用する場合は、それぞれの使用料の2分の1の額となります。
- ③前項②の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。
- ④入場料を徴収する場合の「入場料」とはいずれの名義を問わず、入場者から徴収する入場の対価をいいます。